

○千葉県福祉ふれあいプラザ設置管理条例（平成十七年千葉県条例第六十九号）

改正後

改正前

(趣旨) 第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第一項の規定により、千葉県福祉ふれあいプラザの設置及び管理に關し必要な事項を定めるものとする。 (設置) 第二条 県は、高齢者の介護に関する知識及び技術の普及を図り、介護予防に資する運動のための施設を提供するとともに、高齢者をはじめとする県民にスポーツ、文化等に関する活動の機会を提供することにより、県民の福祉の向上を図るため、千葉県福祉ふれあいプラザ（以下「福祉ふれあいプラザ」という。）を我孫子市本町三丁目四百二十一番四号に設置する。 (施設の種類) 第三条 福祉ふれあいプラザは、次の各号に掲げる施設をもつて構成する。 一 介護実習センター 二 介護予防トレーニングセンター 三 ふれあいホール (業務) 第四条 福祉ふれあいプラザの業務は、次の表に掲げるとおりとする。		(趣旨) 第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第一項の規定により、千葉県福祉ふれあいプラザの設置及び管理に關し必要な事項を定めるものとする。 (設置) 第二条 県は、高齢者の介護に関する知識及び技術の普及を図り、介護予防に資する運動のための施設を提供するとともに、高齢者をはじめとする県民にスポーツ、文化等に関する活動の機会を提供することにより、県民の福祉の向上を図るため、千葉県福祉ふれあいプラザ（以下「福祉ふれあいプラザ」という。）を我孫子市本町三丁目四百二十一番四号に設置する。 (施設の種類) 第三条 福祉ふれあいプラザは、次の各号に掲げる施設をもつて構成する。 一 介護実習センター 二 介護予防トレーニングセンター 三 ふれあいホール (業務) 第四条 福祉ふれあいプラザの業務は、次の表に掲げるとおりとする。	
施設	業務	施設	業務
介護実習センター	一 高齢者の介護に関する実習会、講座、研修会等の開催	介護実習センター	一 高齢者の介護に関する実習会、講座、研修会等の開催
	二 高齢者の介護に関する相談		二 高齢者の介護に関する相談
	三 高齢者の介護に関する情報の提供		三 高齢者の介護に関する情報の提供
	四 高齢者の福祉の向上に関する研修会、会議、集会等のための施設の提供		四 高齢者の福祉の向上に関する研修会、会議、集会等のための施設の提供
介護予防トレーニングセンター	一 介護予防に資する運動のための施設の提供	介護予防トレーニングセンター	一 介護予防に資する運動のための施設の提供
	二 介護予防に関する情報の収集及び提供		二 介護予防に関する情報の収集及び提供
	三 介護予防についての研修会等の開催		三 介護予防についての研修会等の開催
ふれあいホール	一 高齢者をはじめとする県民に対するスポーツ及び文化活動のための施設の提供	ふれあいホール	一 高齢者をはじめとする県民に対するスポーツ及び文化活動のための施設の提供
	二 高齢者をはじめとする県民に対する集会、展		二 高齢者をはじめとする県民に対する集会、展

示会等のための施設の提供

2 前項に定めるもののほか、知事は、福祉ふれあいプラザの設置の目的を達成するため必要と認める業務を行うものとする。

(指定管理者による管理)

第五条 知事は、福祉ふれあいプラザの設置の目的を効果的に達成するため、福祉ふれあいプラザの管理を、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(業務の範囲)

第六条 指定管理者が行う業務の範囲は、第四条に規定する業務とする。この場合における同条第二項の規定の適用については、同項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「必要と認める」とあるのは「知事が必要と認める」とする。

(利用者の資格)

第七条 介護予防トレーニングセンターの施設のうち規則で定める施設を利用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

一 四十歳以上の者

二 介護を必要とする者を現に介護する者

三 前各号に掲げる者のほか、知事が特別の理由があると認める者

(利用の承認)

第八条 福祉ふれあいプラザの施設のうち規則で定める施設を利用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 前項の承認には、福祉ふれあいプラザの管理上必要な条件を付することができる。

(利用の不承認)

第九条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第一項に規定する施設の利用を承認しないことができる。

一 その利用が、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

二 その利用が、福祉ふれあいプラザの設置の目的に反すると認められるとき。

三 その他福祉ふれあいプラザの管理上支障があると認められるとき。

(利用の承認の取消し等)

第十条 指定管理者は、第八条第一項の規定による利用の承認を受けた者(以下「利用の承認を受けた者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その承認を取り消し、又はその承認に係る利用を制限することができる。

示会等のための施設の提供

2 前項に定めるもののほか、知事は、福祉ふれあいプラザの設置の目的を達成するため必要と認める業務を行うものとする。

(指定管理者による管理)

第五条 知事は、福祉ふれあいプラザの設置の目的を効果的に達成するため、福祉ふれあいプラザの管理を、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(業務の範囲)

第六条 指定管理者が行う業務の範囲は、第四条に規定する業務とする。この場合における同条第二項の規定の適用については、同項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「必要と認める」とあるのは「知事が必要と認める」とする。

(利用者の資格)

第七条 介護予防トレーニングセンターの施設のうち規則で定める施設を利用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

一 四十歳以上の者

二 介護を必要とする者を現に介護する者

三 前各号に掲げる者のほか、知事が特別の理由があると認める者

(利用の承認)

第八条 福祉ふれあいプラザの施設のうち規則で定める施設を利用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 前項の承認には、福祉ふれあいプラザの管理上必要な条件を付することができる。

(利用の不承認)

第九条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第一項に規定する施設の利用を承認しないことができる。

一 その利用が、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

二 その利用が、福祉ふれあいプラザの設置の目的に反すると認められるとき。

三 その他福祉ふれあいプラザの管理上支障があると認められるとき。

(利用の承認の取消し等)

第十条 指定管理者は、第八条第一項の規定による利用の承認を受けた者(以下「利用の承認を受けた者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その承認を取り消し、又はその承認に係る利用を制限することができる。

る。

一 この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

二 第八条第二項の規定による利用の条件に違反したとき。

三 虚偽の申請その他不正の手段により利用の承認を受けた事実が明らかに
なったとき。

四 その他福祉ふれあいプラザの管理上支障があると認められるとき。

(管理の基準)

第十一条 この条例に定めるもののほか、指定管理者が行う管理の基準につ
ては、規則で定める。

(使用料)

第十二条 福祉ふれあいプラザの駐車場を利用する者は、使用料及び手数料条
例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の定めるところにより、使用料を納入
しなければならない。

(利用料金)

第十三条 利用の承認を受けた者は、指定管理者にその利用に係る料金（以下
「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受する。

3 利用料金の額は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ当該各号に定める額
の範囲内において指定管理者が定める額とする。

一 介護実習センター 別表第一に掲げる額の範囲

二 介護予防トレーニングセンター 別表第二に掲げる額の範囲

三 ふれあいホール 別表第三に掲げる額の範囲

4 指定管理者は、前項の規定により利用料金の額を定めようとするときは、
あらかじめ知事の承認を受けなければならない。その額を変更しようとする
ときも、同様とする。

(利用料金の支払の時期)

第十四条 利用料金は、指定管理者が定める支払の時期までに支払わなければ
ならない。

(利用料金の免除)

第十五条 指定管理者は、知事の承認を受けて定めた基準により、利用料金の
全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の返還)

第十六条 支払われた利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が特別の
理由があると認めるときは、この限りでない。

る。

一 この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

二 第八条第二項の規定による利用の条件に違反したとき。

三 虚偽の申請その他不正の手段により利用の承認を受けた事実が明らかに
なったとき。

四 その他福祉ふれあいプラザの管理上支障があると認められるとき。

(管理の基準)

第十一条 この条例に定めるもののほか、指定管理者が行う管理の基準につ
ては、規則で定める。

(使用料)

第十二条 福祉ふれあいプラザの駐車場を利用する者は、使用料及び手数料条
例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の定めるところにより、使用料を納入
しなければならない。

(利用料金)

第十三条 利用の承認を受けた者は、指定管理者にその利用に係る料金（以下
「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受する。

3 利用料金の額は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ当該各号に定める額
の範囲内において指定管理者が定める額とする。

一 介護実習センター 別表第一に掲げる額の範囲

二 介護予防トレーニングセンター 別表第二に掲げる額の範囲

三 ふれあいホール 別表第三に掲げる額の範囲

4 指定管理者は、前項の規定により利用料金の額を定めようとするときは、
あらかじめ知事の承認を受けなければならない。その額を変更しようとする
ときも、同様とする。

(利用料金の支払の時期)

第十四条 利用料金は、指定管理者が定める支払の時期までに支払わなければ
ならない。

(利用料金の免除)

第十五条 指定管理者は、知事の承認を受けて定めた基準により、利用料金の
全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の返還)

第十六条 支払われた利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が特別の
理由があると認めるときは、この限りでない。

(知事による管理)

第十七条 知事は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第二百四十四条の第二十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、第五条の規定にかかわらず、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に福祉ふれあいプラザの管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 前項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に施設の利用の承認が含まれるときに限る。）における第八条から第十条までの規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第八条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について指定管理者の承認を受けている場合は、この限りでない」とする。

3 第一項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に利用料金の収受が含まれるときに限る。）において、利用の承認を受けた者は、第十三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる施設の区分に応じ当該各号に定める額の範囲内において知事が定める使用料を納入しなければならない。ただし、当該利用について同条第一項の規定による利用料金を支払っている場合は、この限りでない。

一 介護実習センター 別表第一に掲げる額の範囲

二 介護予防トレーニングセンター 別表第二に掲げる額の範囲

三 ふれあいホール 別表第三に掲げる額の範囲

4 前項本文の場合における第十四条から前条まで及び別表第一から別表第三までの規定の適用については、第十四条から前条までの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と、第十五条中「知事の承認を受けて定めた基準」とあるのは「使用料及び手数料条例第五条第三項の規定の例」と、別表第一中「第十三条第三項第一号」とあるのは「第十七条第三項第一号」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、別表第二中「第十三条第三項第二号」とあるのは「第十七条第三項第二号」と、「利用料金の」とあるのは「使用料の」と、別表第三中「第十三条第三項第三号」とあるのは「第十七条第三項第三号」と、「利用料金」とあるのは「使用料」とする。

5 知事は、特に必要があると認めるときは、第三項本文の規定による使用料の徴収を猶予し、又は分納させることができる。

(知事による管理)

第十七条 知事は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第二百四十四条の第二十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、第五条の規定にかかわらず、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に福祉ふれあいプラザの管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 前項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に施設の利用の承認が含まれるときに限る。）における第八条から第十条までの規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第八条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について指定管理者の承認を受けている場合は、この限りでない」とする。

3 第一項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に利用料金の収受が含まれるときに限る。）において、利用の承認を受けた者は、第十三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる施設の区分に応じ当該各号に定める額の範囲内において知事が定める使用料を納入しなければならない。ただし、当該利用について同条第一項の規定による利用料金を支払っている場合は、この限りでない。

一 介護実習センター 別表第一に掲げる額の範囲

二 介護予防トレーニングセンター 別表第二に掲げる額の範囲

三 ふれあいホール 別表第三に掲げる額の範囲

4 前項本文の場合における第十四条から前条まで及び別表第一から別表第三までの規定の適用については、第十四条から前条までの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と、第十五条中「知事の承認を受けて定めた基準」とあるのは「使用料及び手数料条例第五条第三項の規定の例」と、別表第一中「第十三条第三項第一号」とあるのは「第十七条第三項第一号」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、別表第二中「第十三条第三項第二号」とあるのは「第十七条第三項第二号」と、「利用料金の」とあるのは「使用料の」と、別表第三中「第十三条第三項第三号」とあるのは「第十七条第三項第三号」と、「利用料金」とあるのは「使用料」とする。

5 知事は、特に必要があると認めるときは、第三項本文の規定による使用料の徴収を猶予し、又は分納させることができる。

6 第三項本文の規定による使用料を納入すべき者が当該使用料を納入すべき期限までに納入しない場合においては、県税の例により延滞金を徴収する。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

7 偽りその他不正の行為により第三項本文の規定による使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料に処する。

8 第一項の規定により知事が管理の業務の全部又は一部を行った後指定管理者が当該業務を行うこととなった場合における第八条第一項及び第十三条第一項の規定の適用については、第八条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について知事の承認を受けている場合は、この限りでない」と、第十三条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について第十七条第三項本文の規定による使用料を納入している場合は、この限りでない」とする。

（委任）
第十八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則
この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

別表第一（第十三条第三項第一号）

利用料金の名称	区分	単位	額の範囲
介護実習室利用料	参加費を徴収しない場合又は三千円未満の参加費を徴収する場合（専用使用の場合に限る。）	一回につき 午前九時から 午前十二時まで	三千百円以内
		午後一時から 午後五時まで	四千二百円以内
		午後六時から	三千百円以上

6 第三項本文の規定による使用料を納入すべき者が当該使用料を納入すべき期限までに納入しない場合においては、県税の例により延滞金を徴収する。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

7 偽りその他不正の行為により第三項本文の規定による使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料に処する。

8 第一項の規定により知事が管理の業務の全部又は一部を行った後指定管理者が当該業務を行うこととなった場合における第八条第一項及び第十三条第一項の規定の適用については、第八条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について知事の承認を受けている場合は、この限りでない」と、第十三条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について第十七条第三項本文の規定による使用料を納入している場合は、この限りでない」とする。

（委任）
第十八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第一（第十三条第三項第一号）

利用料金の名称	区分	単位	額の範囲
介護実習室利用料	参加費を徴収しない場合又は三千円未満の参加費を徴収する場合（専用使用の場合に限る。）	一回につき 午前九時から 午前十二時まで	三千百円以内
		午後一時から 午後五時まで	四千二百円以内
		午後六時から	三千百円以上

研修室利用料 参加費を徴収しない 場合又は三千円未満 の参加費を徴収する 場合		三千円以上の参加費 を徴収する場合（専 用使用の場合に限 る。）	
一回に つき		一回に つき	
午後九時ま ら	三千百円以 内	午後九時ま ら	一万四千 百円以 内
午後六時か で	四千二百 円以 内	午後九時か で	九千五百 円以 内
午後五時ま ら		午前九時か で	一万二千 六 百円以 内
午後一時か まで		午後六時か で	九千五百 円以 内
午前十二時 まで		午後九時ま ら	三万六千 六 百円以 内
午前九時か まで		午前九時か で	三千百円以 内

工作室利用料									
三千円以上の参加費を徴収する場合									
一回につき									
午前九時か	で	午後九時ま	ら	午後六時か	で	午後五時ま	ら	午後一時か	まで
午前九時か				千円以内				千三百円以内	
午前九時か				千円以内				千三百円以内	
午前九時か				千円以内				千三百円以内	
午前九時か				千円以内				千三百円以内	
午前九時か				千円以内				千三百円以内	
午前九時か				千円以内				千三百円以内	
午前九時か				千円以内				千三百円以内	
午前九時か				千円以内				千三百円以内	

工作室利用料									
三千円以上の参加費を徴収する場合									
一回につき									
午前九時か	で	午後九時ま	ら	午後六時か	で	午後五時ま	ら	午後一時か	まで
午前九時か				千円以内				千三百円以内	
午前九時か				千円以内				千三百円以内	
午前九時か				千円以内				千三百円以内	
午前九時か				千円以内				千三百円以内	
午前九時か				千円以内				千三百円以内	
午前九時か				千円以内				千三百円以内	
午前九時か				千円以内				千三百円以内	
午前九時か				千円以内				千三百円以内	

別表第二(第十三条第三項第二号)

利用料金 の名称		区分	単位	額の範囲
控室利用料			一回につき	午後九時まで 午後九時 午前十二時 午後一時 午後五時 午後六時 午後九時 午後九時
			午後九時 午後九時 午後九時 午後九時 午後九時 午後九時 午後九時 午後九時	以内 七百五十円 以内 千円以内 七百五十円 以内 二千五百円 以内
トレーニング ルーム利用料	専用 参加費を徴収し ない場合又は三 千円未満の参加 費を徴収する場 合		一回につき	午後九時 午後九時 午前十二時 午後一時 午後五時 午後六時 午後九時 午後九時
			午後九時 午後九時 午後九時 午後九時 午後九時 午後九時 午後九時 午後九時	以内 四千九百円 以内 六千六百円 以内 四千九百円 以内 四千九百円 以内

別表第二(第十三条第三項第二号)

利用料金 の名称		区分	単位	額の範囲
控室利用料			一回につき	午後九時まで 午後九時 午前十二時 午後一時 午後五時 午後六時 午後九時 午後九時
			午後九時 午後九時 午後九時 午後九時 午後九時 午後九時 午後九時 午後九時	以内 七百五十円 以内 千円以内 七百五十円 以内 二千五百円 以内
トレーニング ルーム利用料	専用 参加費を徴収し ない場合又は三 千円未満の参加 費を徴収する場 合		一回につき	午後九時 午後九時 午前十二時 午後一時 午後五時 午後六時 午後九時 午後九時
			午後九時 午後九時 午後九時 午後九時 午後九時 午後九時 午後九時 午後九時	以内 四千九百円 以内 六千五百円 以内 四千九百円 以内 四千九百円 以内

別表第三（第十三条第三項第三号）別表第三（第十三条第三項第三号）

半面使用									
午後五時ま	午後三時か	で	午後三時ま	午後一時か	で	午後一時ま	午前十一時	午前十一時	午後九時か
以内	九百五十円		以内	九百五十円		以内	九百五十円	以内	九百五十円
午後五時三十分まで	午後九時三十分まで	午後七時か	午後七時ま	午後五時か	で	午後五時ま	午後三時か	午後三時ま	午後三時ま
以内	三万六千九百円以内	七千四百円以内		五千九百円以内		五千九百円以内			以内

11/17

半面使用									
午後五時ま	午後三時か	で	午後三時ま	午後一時か	で	午後一時ま	午前十一時	午前十一時	午後九時か
以内	九百五十円		以内	九百五十円		以内	九百五十円	以内	九百五十円
午後五時三十分まで	午後九時三十分まで	午後七時か	午後七時ま	午後五時か	で	午後五時ま	午後三時か	午後三時ま	午後三時ま
以内	三万六千三百円以内	七千三百円以内		五千八百円以内		五千八百円以内			以内

スポーツ以外 の催物 に利用 する場合		共同使用		入場料を徴収しないとき。		土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「休日等」という。）以外の日一回につき	
午後五時から十分まで	午後五時か	午後五時か	九百五十円以内	午後七時から十分まで	午後七時か	午後七時か	千二百円以内
午後九時から十分まで	午後九時か	午後九時か	五千九百五十円以内	午後九時から十分まで	午後九時三十分まで	午後九時三十分まで	二百円以内
午後九時から十分まで	午後九時三十分まで	午後九時三十分まで	二百円以内	午後九時から十分まで	午後九時三十分まで	午後九時三十分まで	百円以内
午後九時から十分まで	午後九時三十分まで	午後九時三十分まで	百円以内	午後九時から十分まで	午後九時三十分まで	午後九時三十分まで	三万七千円以内

スポーツ以外 の催物 に利用 する場合		共同使用		入場料を徴収しないとき。		土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「休日等」という。）以外の日一回につき	
午後五時から十分まで	午後五時か	午後五時か	九百五十円以内	午後七時から十分まで	午後七時か	午後七時か	千二百円以内
午後九時から十分まで	午後九時か	午後九時か	五千九百五十円以内	午後九時から十分まで	午後九時三十分まで	午後九時三十分まで	二百円以内
午後九時から十分まで	午後九時三十分まで	午後九時三十分まで	二百円以内	午後九時から十分まで	午後九時三十分まで	午後九時三十分まで	百円以内
午後九時から十分まで	午後九時三十分まで	午後九時三十分まで	百円以内	午後九時から十分まで	午後九時三十分まで	午後九時三十分まで	三万六千五百円以内

三千円未満の満入場料を徴収する き。									
休日等一回につき	休日等以外の日につき								
		午前九時から 午前十二時まで	午後一時から 午後五時まで	午後六時から 午後九時三十分まで	午前九時から 午後九時三十分まで	午前九時から 午後九時三十分まで	午前九時から 午後九時三十分まで	午前九時から 午後九時三十分まで	午前九時から 午後九時三十分まで
		一万五千 百円以内	一万八千 百円以内	一万九千七 百円以内	四万四千七 百円以内	一万三千二 百円以内	二万九百 円以内	二万四千 円以内	五万二千五 百円以内
									一万六千三

三千円未満の満入場料を徴収する き。									
休日等一回につき	休日等以外の日につき								
		午前九時から 午前十二時まで	午後一時から 午後五時まで	午後六時から 午後九時三十分まで	午前九時から 午後九時三十分まで	午前九時から 午後九時三十分まで	午前九時から 午後九時三十分まで	午前九時から 午後九時三十分まで	午前九時から 午後九時三十分まで
		一万三千三 百円以内	一万七千八 百円以内	一万九千四 百円以内	四万三千九 百円以内	一万三千 円以内	二万六 百円以内	二万三千六 百円以内	五万六千六 百円以内
									一万六千

三千円以上の入場料を徴収する き。									
休日等以外の日一回につき					休日等一回につき				
午前十二時 まで	午後一時か ら	午後五時ま で	午後六時か ら	午後九時三 十分まで	午前九時か ら	午後九時三 十分まで	午前九時か ら	午後九時三 十分まで	午前九時か ら
百円以内	二万五千七 百円以内	二万九千五 百円以内	六万三千八 百円以内	一万七千四 百円以内	二万七千六 百円以内	三万千百円 以内	六万八千三 百円以内	二万四千四 百円以内	二万四千四 百円以内

14/17

三千円以上の入場料を徴収する き。									
休日等以外の日一回につき					休日等一回につき				
午前十二時 まで	午後一時か ら	午後五時ま で	午後六時か ら	午後九時三 十分まで	午前九時か ら	午後九時三 十分まで	午前九時か ら	午後九時三 十分まで	午前九時か ら
円以内	二万五千三 百円以内	二万九千円 以内	六万二千七 百円以内	一万七千百 円以内	二万七千百 円以内	三万六百元 以内	六万七千 円以内	二万四千 円以内	二万四千 円以内

[illegible]

				第一ギヤ ラリー利 用料	第二ギヤ ラリー利 用料	附帯設備 利用料	利用料
映写設備	音響装置	照明器具	舞台設備				
一回につき	一回につき	一回につき	一回につき	一日につき	一日につき	一日につき	一日につき
千円以内	午後一時か ら 午後五時ま で	午後六時か ら 午後九時三 十分まで	午後九時三 十分まで	二千五百円 以内	六百円以内	千八百円以 内	一万五千五百 円以内の範 囲において 規則で定め る額以内
	六千二百円 以内の範囲 において規則 で定める額 以内	五千五百円以 内の範囲に おいて規則 で定める額 以内	一万五千五百 円以内の範 囲において 規則で定め る額以内				

				第一ギヤ ラリー利 用料	第二ギヤ ラリー利 用料	附帯設備 利用料	利用料
映写設備	音響装置	照明器具	舞台設備				
一回につき	一回につき	一回につき	一回につき	一日につき	一日につき	一日につき	一日につき
千円以内	午後一時か ら 午後五時ま で	午後六時か ら 午後九時三 十分まで	午後九時三 十分まで	二千五百円 以内	六百円以内	千八百円以 内	一万五千三百 円以内の範 囲において 規則で定め る額以内
	六千二百円 以内の範囲 において規則 で定める額 以内	五千五百円以 内の範囲に おいて規則 で定める額 以内	一万五千三百 円以内の範 囲において 規則で定め る額以内				

円以内の範
囲において
規則で定め
る額以内

円以内の範
囲において
規則で定め
る額以内